

令和 6 年 5 月 14 日

施設整備課長決定

豊島区営繕工事情報共有システム等の試行要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、豊島区発注営繕工事において、ASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）方式（※ 1）の工事情報共有システム等の活用により、受発注者間の業務効率化を図るため、工事情報共有システム等を試行するにあたり、必要な事項を定めたものである。

※ 1 ASP 方式とは、インターネット経由でアプリケーションを提供する方式をいう。

(用語の定義)

第 2 条 試行要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム等

ICT（情報通信技術）を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務の効率化を実現するシステムをいい、豊島区施設整備課では、ASP 方式によるものとする。

(2) 受注者

東京都工事標準仕様書（東京都財務局建築保全部技術管理課編集）（建築・機械設備・電気設備他）で定義する「受注者等」とする。

(3) 発注者

東京都工事標準仕様書（東京都財務局建築保全部技術管理課編集）（建築・機械設備・電気設備他）で定義する「監督員」とする。

(4) 工事書類

東京都工事標準仕様書（東京都財務局建築保全部技術管理課編集）（建築・機械設備・電気設備他）で定義する「書面」とする。具体的には、「承諾」・「指示」・「協議」・「報告」・「提出」等の行為に必要な書面及びその添付資料をいう。

(情報共有システム等の対象工事)

第 3 条 豊島区総務部施設整備課の発注する営繕工事のうち、次の各号のいずれかの方式により発注する工事とする。

(1) 発注者指定型

・発注に際しては、特記仕様書または現場説明書に発注指定型である旨を明示す

る。

- ・情報共有システム等の試行利用に関する費用は、工事費の共通仮設費に積上げ計上するものとする。（区規定の単価による）

（２） 受注者希望型

- ・発注に際しては、特記仕様書または現場説明書に受注者希望型である旨を明示する。

- ・情報共有システム等の利用については、契約後、受注者の希望に基づき、発注者と受注者の協議が整った場合のみ、その利用を認めるものとする。

- ・情報共有システム等の試行利用に関する費用は、設計変更により工事費の共通仮設費に積上げ計上するものとする。（区規定の単価による）

（情報共有システム等の機能要件）

第４条 本試行において使用できる情報共有システム等は、国土交通省大臣官房庁営繕部の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019 年版 営繕工事編」を満たすものとする。なお、使用するシステムの決定については、国土交通省 HP に公表されている「情報共有システム提供者機能要件 2019 年営繕工事編 対応状況一覧表」（※２）を参考に受発注者協議により決定する。

また、電子承認機能を有する現場管理アプリケーションについても、受発注者協議により、情報共有システム等として選択することを可とする。

※２ 国土交通省 HP 情報共有システム提供者における機能要件対応状況一覧表 (<https://www.mlit.go.jp/gobuild/eizen-asp.html>)

2. 発注者及び受注者は、情報共有システム等において奨励される機器動作環境やネットワーク環境について確認を行い、利用開始までに利用可能環境を用意するものとする。

（システム利用により共有する工事書類）

第５条 情報共有システム等で共有する工事書類は、試行対象書類一覧表（別紙１）を参考に受発注者協議により決定するものとする。ただし、契約金額の変更に係るものは除く。

なお、頭紙として国土交通省が定める工事打合せ簿（別紙２）を使用すること。

（セキュリティ関係）

第６条 受発注者は、情報漏洩防止等の観点から以下の項目の管理を徹底すること。

- （１） ID・パスワードの管理の徹底
- （２） ウィルス対策の徹底

- (3) 個人情報等機密情報の管理徹底
- (4) 工事関係データの管理徹底（定期的なバックアップなど）
- (5) その他情報セキュリティに関する基準、法令等の遵守

（検査）

第7条 工事検査については次の各号に定めるものとする。

- (1) 現場検査

従来通りの方法での検査とする。

- (2) 書類検査

情報共有システム等で処理を行った工事書類は、電子データを利用した検査（電子検査）を原則とする。ただし、当面、検査時の取扱いについては、受発注者協議により決定するものとする。

（情報共有システム等で処理を行った工事書類の電子データの納品）

第8条 情報共有システムで処理を行った工事書類一式は、工事完成時に豊島区電子納品運用ガイドラインに沿って電子媒体（CD・R 等）で納品することを基本として、受発注者協議により決定する。

（システム利用に関するアンケート）

第9条 情報共有システム等を利用した工事については、受注者及び発注者がそれぞれアンケート調査に回答し、工事完成後すみやかに施設整備課長に提出することとする。

（その他）

第10条 本試行要領に定めがない事項に関しては、受発注者協議により定めるものとする。

附則

1. この要領は、令和6年5月15日から適用する。
2. 本要領の施行日において既に契約済の案件については、受発注者協議により試行対象工事とすることができるものとする。